

第1回 丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会会議録

1 日 時

令和7年5月20日(火) 15時00分から16時00分

2 場 所

丸亀市役所4階特別会議室

3 出席者

丸亀市長	松永 恭二
善通寺市長	辻村 修
多度津町長	丸尾 幸雄
香川県危機管理総局長	石川 恵市
中讃広域行政事務組合事務局長	井上 孝敏

4 報告事項

(1) 役員の選出等について

協議会規約第7条、第8条、第10条及び第15条第6項に基づき、会長、会長の職務代理委員、委員及び委員以外の識見を有する者を下記のとおり選出及び確認した。

・会長	丸亀市長	松永 恭二
・会長の職務代理者	善通寺市長	辻村 修
・委員	多度津町長	丸尾 幸雄
・識見者	香川県危機管理総局長	石川 恵市
	中讃広域行政事務組合事務局長	井上 孝敏

また、会長は協議会の担任する事務を円滑に処理するため、協議会に幹事会を設置し、幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもってこれを組織することになっている。この幹事会の幹事長及び副幹事長は、幹事の中から協議会の会長が指名することとなっており、下記のとおり選出された。

・幹事長	善通寺市消防長	氏家 二郎
・副幹事長	丸亀市消防長	宮脇 淳
	多度津町消防長	青木 孝一

(2) 傍聴について

傍聴については、議案第2号で審議いただくことになっているため、第1回目は、会長の職権により公開とする。

【会長挨拶：松永丸亀市長】

「ただいま、協議会の会長を拝命いたしましたので、一言、あいさつをさせてい

たきます。まず、本日、香川県の石川危機管理総局長、中讃広域行政事務組合の井上事務局長にご出席いただきましてありがとうございます。

さて、近年、台風や地震など自然災害は大規模化、頻発化しており、災害の少ない中讃地域においても、いつ災害が起きるかわからない状況にあります。一方、都市を取り巻く社会経済情勢を見ましても、人口減少や少子高齢化に加えて、急激に増加している救急件数など、各地域での消防体制の確保と維持は、より厳しい状況となっております。このような状況の中でも、消防はあらゆる災害から住民の生命、身体及び財産を守らなければなりません。そのため、丸亀市、善通寺市及び多度津町は広域化というスケールメリットを活用し、消防力を強化することで意見が一致いたしました。

この消防の広域化により、消防本部の組織を拡大し、消防体制や部隊組織の充実・強化を図り、住民サービスの一層の向上を進めることができると確信しております。

これまで、私ども2市1町においては、平成26年に通信指令の共同運用を行うなど、連携や協力を進めてまいりましたが、本年3月、それぞれの議会定例会において消防広域化協議会の規約及び設置の議決をいただき、4月1日に協議会を発足し、本日、第1回目の広域化協議会を開催する運びとなりました。

協議会におきましては、これから大変な作業になると思いますが、様々な事項について協議を重ね、2市1町の消防の将来を見据えた計画である「広域消防運営計画」を完成させ、住民の皆様が安全で安心していただける消防体制を構築してまいり所存であります。

最後になりますが、この消防運営計画の作成にあたり、本日、ご臨席いただきました県や関係者の皆様のご協力・ご支援をお願い申し上げます。」

【挨拶：石川危機管理総局長】

「皆様方には、日頃から、本県の消防防災行政の推進に、御支援、御協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。また、こうして、第1回丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会が開催されますことを心からお慶び申し上げます。

さて、近年、全国各地で災害が激甚化、頻発化する中、去年は、県内で初めてとなる線状降水帯が発生したほか、日向灘を震源とする地震では、8月に気象庁から初めて南海トラフ地震臨時情報が発表され、さらに、本年1月には、2回目となる臨時情報が発表されました。3月に愛媛県今治市で発生した林野火災では、本県からも皆様方にも協力いただき緊急消防援助隊が出動し、多くの消防関係機関とともに、消火活動に懸命に当たられました。また、高齢化の進行などに伴う救急需要の増加なども含めて、社会環境の変化にいかにより的確に対応していくかが消防行政の大きな課題となっているところであり、災害現場や救急現場などの最前線で住民の生命と財産を守る消防の果たす役割はますます重要となっております。

こうした状況の下で、丸亀市、善通寺市、多度津町の2市1町の皆様が一体となって検討を進め、スケールメリットを活かした消防力の維持・強化を目指す消

防広域化は、大変意義深いものだと考えています。

本会が地域住民の皆様が安心・安全に暮らせるよう、より一層の消防防災体制の充実に向けた第一歩となることを願いますとともに、本県としても、しっかりと支援してまいります。」

5 議題

- (1) 報告第1号「丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会規約」について
協議会の設置規定、役員の選出、幹事会の規定、幹事会の補助組織である専門部会に関する規定、経費負担の規定等について事務局から説明を行い、報告した。

- (2) 議案第1号「丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会会議運営規程」について
協議会の会議の基本方針、会議及び会議録は原則、公開であること、会議は傍聴することができること等について事務局から説明を行い、承認された。

- (3) 議案第2号「丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会会議傍聴要綱」について
傍聴人の定員、傍聴人の遵守事項、会議を非公開にする場合の退場、傍聴人の違反に対する措置等について事務局から説明を行い、承認された。

- (4) 議案第3号「丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会公印規程」について
公印の規格、保管、使用等の必要事項について事務局から説明を行い、承認された。

- (5) 議案第4号 消防広域化重点地域の指定について
重点地域の指定については、平成25年4月に総務省消防庁の「市町村の消防の広域化に関する基本指針」が改正され、広域化の必要性がより高い小規模消防本部のある市町や広域化の機運が高い地域の広域化を着実に実現し、県や国の支援を先行して集中的に行う重点地域の仕組みが設けられた。この基本方針に基づき、丸亀市、善通寺市、多度津町を重点地域に指定してもらえるよう、事務局から県に依頼することを説明し、承認された。

- (6) 協議第1号 協議事項について
消防組織法第34条第1項で、「広域化対象市町村は、消防の広域化を行おうとするときは、その協議により広域化後消防の運営を確保する計画、広域消防運営計画を作成するものとする。」とされている。
この広域消防運営計画では、①広域化の方式及びスケジュール、②広域化後、消防本部の位置及び名称、③職員の処遇等、④広域化後の庁舎や車両の整備計

画、⑤人件費等の経費負担、⑥消防団事務の処理体制等、⑦市長部局との連携体制等、この7項目を基本項目とする。さらに先進地の事例や国のマニュアルを参考にし、別紙の協議第1号の協議事項の42項目について検討することについて事務局から説明し、承認された。

(7) 協議第2号 消防広域化の方式について

事務局から広域化の方式には、一部事務組合、広域連合、委託方式の3つがあり、それぞれの特徴、課題を説明した。また現在、丸亀市、善通寺市、多度津町が加入している中讃広域行政事務組合があり、その中の一組織として加入できるかどうか検討が必要であることを述べた。

また、辻村善通寺市長から「今回の協議会は2市1町という中讃広域行政事務組合の一部であり、全ての市町は参加していない状況ですが、中讃広域行政事務組合に加入することはできるのか。」との質疑があった。これに対し、井上中讃広域行政事務組合事務局長から「構成市町が異なることは、制度上、問題ないと考えております。ただし例規、事務分担、職員の処遇や配置等、検討課題があります。」と説明があった。

広域化の方式については、一部事務組合方式とすることが承認された。なお、一部事務組合について、新規又は既存の一部事務組合に加入するかは、今後、検討していくことになった。

(8) 協議第3号 消防広域化スケジュールについて

令和7年5月から、消防広域化の協議を具体的に始め、令和8年6月頃までに広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画である広域消防運営計画を定め、パブリックコメントや県知事への申請・許可の手続きを経て、令和9年4月から広域化を開始する予定であることを事務局から説明し、承認された。

上記会議録が正確であることを証明する。

会議録署名委員

松永 恭二

会議録署名委員

辻村 修

会議録署名委員

丸尾 幸雄